

# サービスまでの利用方法について

お問い合わせ

お気軽にお問い合わせください。  
TEL : 055-988-7440 FAX : 055-988-7441

ご見学・ご説明

お問い合わせの際に日程を決め、実際に事業所に見学にきてください。  
作業内容・雰囲気を見て、パンフレット等で詳しくご説明いたします。

ヒアリング

基本情報・体験する通所方法などについて少しお聞きします。

体験利用

ご希望により、半日・1日・1週間程度の体験利用が可能です。

申請

体験後、お住まいの市区町村の障害福祉課（社会福祉課）へ申請を行います。  
ご希望により、事業所の職員と同行して申請することも可能です。

認定調査

申請後、市区町村の職員の方と、認定調査（ヒアリング調査）を行います。  
時間は1時間程度かかりますが、難しいものではありません。

受給者証の交付

認定調査の結果、受給者証が交付されます。

ご契約

受給者証に記載されている日から利用開始が可能です。  
利用開始にあたって、事業所にて手続き（契約）を行います。

ヒアリング

就労へ向けて、スキル（得意・不得意）、生活状況などをお聞きします。

個別支援計画

ヒアリングにより、個別支援計画書を作成します。

作業・訓練開始

個別支援計画書に基づき、作業・訓練を行います。  
6ヶ月ごとに個別支援計画の見直しを行います。